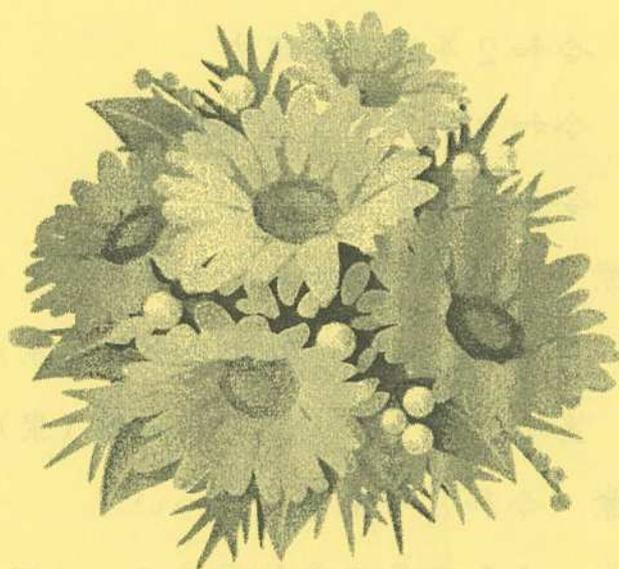


令和3年度  
豊地まちづくり協議会  
通常総会議案書



日時 令和3年5月15日(土)  
場所 豊地公民館

# 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 議長の選出
- 6 議事録署名者の選出

今回は、書面決議となりましたので省略させていただきます。

## 7 審議・議決（承認）事項

### 第1号議案 令和2年度決算関連について

- (1) 令和2年度事業報告
- (2) 令和2年度収支決算報告
- (3) 令和2年度監査報告

### 第2号議案 会則および細則について

- (1) 豊地まちづくり協議会会則
- (2) 豊地まちづくり協議会細則

### 第3号議案 令和3年度役員について

### 第4号議案 令和3年度予算関連について

- (1) 令和3年度事業計画
- (2) 令和3年度収支予算

8. 議長の退任
9. 閉会のことば

今回は、書面決議となりましたので省略させていただきます。

## 第 1 号議案 令和 2 年度決算関連について

### (1) 令和 2 年度事業報告

月 日	実 施 内 容
4 月 6 日	小学校登下校安全見守り開始（豊地ボランティア）
4 月 1 9 日	まちづくり協議会運営委員会（総会議案書の協議等）
(5 月 7 日)	田植え体験（豊地小 5 年生）中止
5 月 9 日	豊地まちづくり協議会通常総会書面表決（全議案とも可決）
(5 月 3 0 日)	ホテル観察会 中止
(6 月 1 4 日)	みんなでスポーツ（C・Cリング）中止
8 月 1 日	豊地地区防災の日（各自治会で取組）
(8 月 2 3 日)	夏まつり 中止
8 月 2 9 日	夏カフェ（27 名）
9 月 2 1 日	敬老事業（80 歳以上の会員にお祝い品贈呈）
(1 0 月 1 0 日)	豊地地区民体育祭 中止
(1 1 月 1 日)	豊地文化祭 中止
1 1 月 1 4 日	健康ウォーキング（八田城山）参加記念缶バッチ配布（82 名）
1 1 月 2 1 日 ～ 2 8 日	東畑精一パネル展（絵画・書籍等展示）（延べ 200 人）
1 1 月 2 1 日	講演会（講師：県総合博物館太田学芸員、「東畑精一を学ぶ」）
1 1 月 2 7 日	健康講座（講師：むとうクリニック武藤院長、「フット気づけば SOS！見逃さないで！足の赤信号」）（40 名）
1 2 月 2 5 日	クリスマス会（手品・ギター演奏）（40 名）
1 月 1 1 日	祝成人記念品の配布（29 名）
(1 月 1 7 日)	みんなで遊ぼう 中止
1 月 2 6 日	獣害研修（講師：県農業技術センター「柵のデモンストレーション」 薬王寺・八田地区）（29 名）
1 月 3 0 日	令和 3 年度元気応援事業プレゼンテーション「東畑精一に学ぼう」 第 3 位（嬉野ふるさと会館）
3 月 3 0 日	見守りネットワーク「1 人暮らし」（ティッシュケース・消毒液 配布）（107 名）

※まちづくり協議会役員会：毎月第 3 土曜日（主な協議事項；事業推進関連、  
新組織設立関連など）

※「豊穰の地」発行：第 7 2 号～8 3 号、毎月 1 日発行

(2)令和2年度収支決算報告

収入の部

単位:円

項目	予算額	決算額	増減	収入内訳
繰越金	437,606	437,606	—	0 令和元年度より
協議会費	311,400	311,400		0 豊地地区各自治会から300円×1038戸
市交付金	2,303,000	2,303,000		0 松阪市活動交付金 1,637,000円 ふるさと応援寄付金 84,000円 敬老事業 382,000円 元気応援事業 200,000円
負担金及分担金	415,200	326,800	▲ 88,400	体育祭 400円×817戸
その他助成金	270,000	160,000	▲ 110,000	松阪市社会福祉協議会 嬉野地区福祉会
雑収入	122,794	130,202	7,408	おおきんバス・コピー使用料・預金利子
合計	3,860,000	3,669,008	▲ 190,992	

支出の部

単位:円

科目	予算額	決算額	増減	支出内訳
豊地もりあげ隊	265,000	176,520	▲ 88,480	
	85,000	21,000	▲64,000	特産品振興事業(もりあげ手帳達成記念品等)
	30,000	25,520	▲4,480	成人祝
	150,000	130,000	▲20,000	おおきんバス利用促進事業
豊かな安心を 考え隊	910,000	804,465	▲ 105,535	
	500,000	479,869	▲20,131	安心できるくらしづくり事業
	410,000	324,596	▲85,404	防災・防犯活動事業
豊かな文化・ 教育をはぐく み隊	650,000	329,519	▲ 320,481	
	280,000	89,817	▲181,019	公民館活動事業
	250,000	174,908	▲75,092	豊地文化祭開催事業
	120,000	64,794	▲64,370	子どもたちへの学ぶ教室開催事業
豊かな心身を つくり隊	500,000	377,545	▲ 122,455	
	500,000	326,800	▲173,200	体力づくり事業
	0	50,745	50,745	健康づくり事業
元気応援事業	300,000	0	▲ 300,000	豊地の風土体感事業
事務局費	1,110,000	897,558	▲ 212,442	事務局の運営(事務費・諸費用・成人祝品等)
返金	0	297,713	297,713	
予備費	125,000	0	▲ 125,000	
合計	3,860,000	2,883,320	▲ 976,680	

※ ▲印 予算額に対し決算額が減

収支差引残高=785,688円 (収入合計) 3,669,008円-(支出合計) 2,883,320円

残高 785,688円は、令和3年度豊地まちづくり協議会へ寄付する。

令和3年3月31日

豊地まちづくり協議会 会長 山下 純一

### (3) 令和2年度 監査報告

豊地まちづくり協議会規約第32条第3項に基づく監査の結果を次のとおり報告します。

1. 実施日 令和3年4月30日(金)
2. 実施場所 豊地公民館
3. 監査対象 令和2年度  
事業及び収支決算並びに出納関係諸帳簿
4. 監査結果 上記関係書類について、監査を実施しましたところ、その内容は適正であり、諸帳簿等も適切に管理されておりましたことを認めます。

令和 3年 4月 30日

監事

山崎 勲



監事

北鹿 勝久



## 第2号議案 会則および細則について

### (1) 豊地まちづくり協議会会則

## 豊地まちづくり協議会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 名称は、豊地まちづくり協議会（以下「協議会」という）とする。

#### (目的)

第2条 協議会は、嬉野豊地地区の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして持続的な住民協働のまちづくりを進めることを目的とする。

#### (区域)

第3条 協議会の区域は、嬉野豊地地区とする。

#### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市嬉野下之庄町330番地1の豊地農構センターに置く。

#### (事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務や事業等を行う。

- (1) 松阪市とのまちづくりに関する基本協定に基づく業務
- (2) 地域計画の策定に関する業務
- (3) 住民の交流及び連携に関する事業
- (4) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (5) 健康づくり、福祉等に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 環境の美化及び保全等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 各種団体活動に関する事業
- (10) その他、まちづくりに関する事業

(構成)

第 6 条 協議会の構成員は、第 3 条で定める地区住民と豊地地区で活動する細則で定める自治会及び各種団体とする。

(組織)

第 7 条 協議会は、総会、役員会、団体調整会、部会で組織する。

## 第 2 章 役員

(役員の種類・定数)

第 8 条 協議会に、次の役員を置く。

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1) 会長   | 1 名       |
| (2) 副会長  | 2 名       |
| (3) 書記   | 1 名       |
| (4) 会計   | 1 名       |
| (5) 事務局長 | 1 名       |
| (6) 部会長  | 1 名 (各部会) |

(役員を選出・任期)

第 9 条 役員は、細則で定める方法により選出し、総会の承認を得る。

2 任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 10 条 役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を分担し代行する
- (3) 書記は、会議の議事等を記録させ管理する
- (4) 会計は、出納事務を処理し、関係帳簿及び書類を管理する
- (5) 事務局長は、協議会の事務を総括する
- (6) 各部会長は、第 2 3 条の部会業務や事業を企画し、執行する

## 第 3 章 代議員

(代議員を選出・定数・任期)

第 11 条 代議員は、第 6 条で定めた構成員で、自治会等から推薦を受けた者とし、会長が委嘱する。

2 定数は、細則で定める。

3 任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員の職務)

第12条 代議員は、総会において役員会が提案した議案を審議し、議決する。

## 第4章 会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、役員会、団体調整会、部会とする。

### 【総会】

(総会の種類)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上から、目的の事項を示して請求があった場合

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合、会議の目的、日時、場所、審議事項等を書面に記載し、開会の10日前までに、文書で通知しなければならない。

3 第15条第2項第2号に基づく請求があった場合、第16条第2項に準じて、30日以内とする。

4 会長は、止むを得ない理由により総会を招集できないと認める時は、議決を要する事項を、あらかじめ代議員に通知し、書面により表決する方法で決することができる。

(総会の運用)

第17条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。

2 総会の議長1名と議事録署名者2名は、出席した代議員の中から選出する。

3 総会の提出議案は、出席した代議員の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。

4 構成員は、傍聴することができる。

**(総会の審議事項)**

第18条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則、細則の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画、予算、決算に関する事
- (3) 基本協定、地域計画の策定に関する事
- (4) 役員会の審議事項に関する事
- (5) その他必要と思われる審議事項に関する事

**(総会の議事録)**

第19条 総会は、次の項目を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名捺印しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席者数（委任状数の付記）
- (3) 審議事項
- (4) 審議事項の経過概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

**【役員会】**

**(役員会の構成)**

第20条 役員会は、第8条に定める役員により構成する。

**(役員会の招集)**

第21条 役員会は、会長が招集する。

**(役員会の役割)**

第22条 役員会は、次の事項を審議及び決定し、記録する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の、執行に関する事項
- (3) 総会を開催できる期間のない緊急を要する予算の変更等の重要事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務や事業の執行及び別に定める事項

**【団体調整会】**

**(団体調整会の構成)**

第23条 団体調整会（以下「調整会」という）は、第6条に定める各種団体等で構成する。

(調整会の招集)

第24条 調整会は、会長が招集する。

(調整会の役割)

第25条 調整会は、第5条に定める事業等の調整及び審議状況を記録し、役員会に諮る。

- (1) 各部会事業の計画及び予算に関すること
- (2) 各部会事業の実績及び決算に関すること

**【部会】**

(部会の種別)

第26条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 自治会長等で構成する、「自治会部会」
- (2) 公民館活動等に関する、「公民館部会」
- (3) 住民の安心、安全等に関する、「安心安全部会」
- (4) 住民の健康、福祉等に関する、「健康福祉部会」
- (5) 教育、歴史文化継承等に関する、「教育文化部会」
- (6) 地区の環境美化、保全整備等に関する、「生活環境部会」

(部会の構成)

第27条 部会は、第6条に定める各種団体及び構成員より選出された者で構成し、部会長及び副部会長を選出する。

- 2 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の招集)

第28条 部会は、部会長が招集する。

(部会の役割)

第29条 部会は、第5条に定める業務、事業の企画、調整、執行を行う。

- (1) 各部会の主な担当業務、事業は別に定める。
- (2) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (3) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (4) まちづくりに関する基本協定業務は、自治会部会が行う。
- (5) その他、部会運営に関すること

## 第5章 顧問

### (顧問)

第30条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の要請により、総会、役員会、部会、調整会に出席して助言する。
- 3 顧問は、役員会の承諾を得て会長が委嘱する。

## 第6章 会計及び監査

### (経費)

第31条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 細則で定める会費
- (2) 市交付金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (会計)

第32条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 予算額に過不足が生じた場合は、役員会の承認を得て流用することができる。
- 3 剰余金が生じた場合は、次年度事業に繰り越すものとする。

### (出納事務)

第33条 出納事務は、第10条の規定により、会計が処理をする。

- 2 予算の支出は、会長の決済で行う。
- 3 会計は、予算の執行状況を役員会に報告する。
- 4 会計関係の諸帳簿は、10年間保管する。

### (監査)

第34条 監事2名を置く。

- 2 監事は、第6条の構成員の中から、役員及び部会員以外を選出する。
- 3 監事は、協議会の事業及び決算等の執行状況について監査を行う。
- 4 監事は、監査を会計年度終了後実施し、結果を署名捺印し、書面で報告する。

## 第7章 事務局

### (事務局の体制)

第35条 協議会の円滑な事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長と事務局員を置く。
- 3 事務局長は、役員を兼任し、第10条の職務を行う。
- 4 事務局長及び事務局員は、役員会で選考し会長が任命する。

### (事務局員の職務)

第36条 事務局員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営や会議等の記録に関すること
- (2) 行政機関及び構成団体等との連絡や調整に関すること
- (3) その他、役員が必要と認めること

## 第8章 その他

### (情報公開)

第37条 各種情報誌等を活用して、運営状況等を周知し、活動への参画促進と構成員の意見等を求める。

### (役員報酬等)

第38条 協議会は、役員に対して、報酬等を支給することができる。

- 2 報酬等の額は、別に定める。

## 附則

- (1) 松阪市地域づくり組織条例（令和3年4月1日施行）に基づく、「豊地まちづくり協議会会則」は、令和3年5月15日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- (2) 豊地まちづくり協議会に係る一切の権利・財産等は継承する。
- (3) 松阪市住民協議会条例に基づく、「豊地まちづくり協議会規約」（平成24年3月18日施行）は、令和3年3月31日に廃止する。

(2) 豊地まちづくり協議会細則

## 豊地まちづくり協議会細則

### 1. 会則第6条（構成）関係

- 1) 協議会を構成する自治会等は、次の通りとする。
  - (1) 堀之内 (2) 神ノ木台 (3) 八田 (4) エイトタウン (5) 井之上
  - (6) 下之庄 (7) 上野 (8) 薬王寺 (9) 島田 (10) 島田団地 (11) 一志
  - (12) 一志団地とする。
- 2) 協議会を構成する各種団体は、次の通りとする。
  - (1) 豊地鶴友会 (2) 豊地地区健全育成会 (3) 豊地地区商工会 (4) 豊地地区民生児童委員会 (5) 交通安全協会豊地支部 (6) 豊地地区宅老会
  - (7) 豊地地区遺族会 (8) 松阪市消防団嬉野方面団豊地分団 (9) 豊地地区環境保全会 (10) 八田城山公園保全会 (11) 豊地公民館 (12) 東畑精一を学ぶ会 (13) 松阪市スポーツ推進委員会 (14) 健康づくり推進委員会
  - (15) 豊地幼稚園 (16) 豊地幼稚園 PTA (17) 豊地小学校 (18) 豊地小学校 PTA (19) 嬉野中学校 (20) 嬉野中学校 PTA (21) 嬉野保育園

### 2. 会則第9条（役員を選出等）関係

- 1) 協議会役員のうち、会長及び副会長候補は、会則第6条の構成員（住民・自治会・各種団体）の中から、細則1の1)に定める自治会等ごとの構成員数等（当該年度自治会加入世帯数）を考慮して、次のとおりのブロック単位に分け、各1名を推薦する。
  - (1) 第1ブロックは、堀之内、神ノ木台、八田、エイトタウン、井之上とする。
  - (2) 第2ブロックは、下之庄、上野、薬王寺とする。
  - (3) 第3ブロックは、島田、島田団地、一志、一志団地とする。
- 2) 各ブロックから推薦等を受けた役員会は、候補者を協議と調整後、総会で決定する。
- 3) 協議会役員のうち、書記と会計及び部会長並びに事務局長候補は、各1名を役員会で協議と調整後、総会で決定する。
- 4) ただし、自治会部会は若干名とし、役員会で協議と調整後、総会で決定する。

### 3. 会則第11条（代議員の選出等）関係

- 1) 代議員数は、細則1の1)に定める自治会ごとの、構成員数等（当該年度自治会加入世帯数）50を1単位とし、1単位2名を選出する。同様に順次加算する。

### 4. 会則第31条（経費）関係

- 1) 会費は、細則1の1)に定める自治会ごとの、構成員数等（当該年度自治会加入世帯数）に、1,000円を乗じた額とする。

附則：この細則は、豊地まちづくり協議会会則（令和3年4月1日適用）と同日の適用とする。

第3号議案 令和3年度役員について

役 員

役 職	氏 名	構成自治会名	備考
会 長	芳 尾 寿 文	下之庄自治会	
副 会 長	松 田 正 次	一志団地自治会	
副 会 長	岸 本 優	神ノ木台自治会	
書 記	井 上 忠 男	島田自治会	
会 計	前 坂 正 彦	一志自治会	
事務 局長	船 木 弘 之	井之上自治会	
自治会部会長	山 下 純 一	エイトタウン自治会	行政等担当
自治会部会長	田 中 誠	薬王寺自治会	団体等担当
自治会部会長	中 村 圭 一	井之上自治会	地域振興等担当
公民館部会長	船 木 弘 之	井之上自治会	
安心安全部会長	木 下 明 尚	堀之内自治会	
健康福祉部会長	宇 田 克 巳	下之庄自治会	
教育文化部会長	田 中 良 広	八田自治会	
生活環境部会長	藪 北 邦 克	上野自治会	

## 第4号議案 令和3年度予算関連について

### (1) 令和3年度 事業計画

◎令和3年度主たる推進事項

- 1、地域計画の策定
- 2、防災計画の策定
- 3、公民館コミュニティセンター化の協議

部 会	事 業	日 程	開催場所
自治会部会 (行政等担当) (団体等担当) (地域振興等担当)	【行政等】		
	うれしのを美しくする運動支援	5月16日	構成自治会
	不法投棄監視及び防犯パトロール	年2回	嬉野管内
	【団体等】		
	戦没者追悼式	11月	公民館
	元気応援事業(田植え)	5月28日	薬王寺地区
	元気応援事業(稲刈り)	9月下旬	薬王寺地区
	豊地まつり事業	8月	公民館
	【地域振興等】		
	地域計画基礎資料収集と策定	通年	公民館
単位自治会支援事業	通年	構成自治会	
公民館部会	世代をつなぐ・豊地を学ぶ事業 (図書コーナー開設など)	7、8月	公民館
	(豊地Caféなど)	12月24日	公民館
	公民館コミュニティセンター化の協議	通年	公民館
	生涯学習事業	下半期	県内
安心安全部会	防災計画の基礎資料収集と策定	通年	公民館
	防災研修・訓練	3月6日	豊地小
	交通安全教室開催事業	12月11日	豊地小
健康福祉部会	豊地地区体育祭	10月9日 予備10月10日	豊地小
	健康づくり推進事業(講習会)	上半期	公民館
	(軽スポーツ)	下半期	豊地小
	敬老の祝い事業	9月20日	構成自治会
	豊地地区宅老会交流会	上半期	公民館
教育文化部会	豊地地区文化祭	11月7日	公民館・豊地小
	新成人の祝い事業	1月10日	構成自治会
	育成会支援事業	通年	公民館
生活環境部会	獣害対策現地研修	3月	豊地管内
	環境保全活動事業(ほたる関連)	6月	大谷川周辺
	地域もりあげ事業(もりあげ手帳交付)	通年	公民館
	コミュニティバスの支援事業	通年	公民館
	不法投棄撤去作業	年2回	豊地管内
地域応援隊	行政及び関係機関による地域サポートとの協働(事業支援等)		
地域サポーター隊	地域住民による事業支援体制の育成(各種イベント対応等)		

※事業計画等を協議・実施するため「役員会」を月1回開催する。

令和3年度 収 支 予 算

収入の部

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
会 費	1,037,000	1,000円×1,037戸
市交付金	2,108,000	住民自治協議会活動交付金
元気応援事業交付金	200,000	地域の元気応援事業(応募採択)
寄 付 金	837,655	旧豊地まちづくり協議会785,688円・旧豊地自治会長会51,967円
活動助成金	310,000	松阪市社会福祉協議会・嬉野地区福祉会
雑 収 入	147,345	売上(文化祭・コミュニティバス)・印刷代・預金利子
収入合計	4,640,000	

支出の部

部会名等	予算額	内住民自治協議会活動交付金額	事業番号	事 業 名
自治会部会	80,000	50,000		戦没者追悼式
	270,000	200,000		地域の元気応援対象事業:「東畑精一を学ぶ」・(まちづくり活動助成)
	60,000			豊地まつり事業
	330,000	284,000		単位自治会支援事業
	40,000			地域計画基礎資料収集・策定事業
(小計)	780,000	534,000		
公民館部会	150,000	20,000		世代をつなぐ豊地を学ぶ事業 〈豊地cafe〉〈図書コーナー開設・書籍費など〉 (上半期地域福祉活動助成金)
	90,000	80,000		公民館活動保険(総合補償)
	150,000			生涯学習事業〈バス借用費〉
	20,000	10,000		公民館講座支援
(小計)	410,000	110,000		
安心安全部会	90,000	50,000		防災計画基礎資料収集・策定事業 (見守りネットワーク活動助成金)
	40,000			防災訓練事業 (地域防災助成金)
	60,000			交通安全教室開催事業 (歳末助け合い地域福祉活動助成金)
	30,000			交通安全物品支援〈配布ベスト補充〉
(小計)	220,000	50,000		
健康福祉部会	30,000	5,000		健康づくり推進事業〈講習会・活動支援〉
	400,000			豊地地区体育祭
	330,000	300,000		敬老の祝い事業
	114,000	82,000		豊地地区宅老会交流会〈活動支援〉
(小計)	874,000	387,000		

教育文化 部会	250,000	33,000	豊地地区文化祭
	30,000	30,000	育成会支援事業
	30,000		新成人の祝い事業
(小計)	310,000	63,000	
生活環境 部会	20,000	10,000	獣害対策現地研修
	30,000		環境保全活動事業〈ほたる関連〉
	120,000	70,000	コミュニティバス支援
	70,000		地域もりあげ事業〈もりあげ手帳交付支援〉
	20,000		不法投棄撤去作業費
(小計)	260,000	80,000	
事務局	400,000	254,000	事務費
	700,000	600,000	事務賃金
	80,000		地域サポート活動支援費
	60,000		負担金:松阪市嬉野住民自治協議会連合会
	52,000		負担金「嬉野地区福祉会」
	150,000		まちづくり視察研修
	250,000	200,000	役員報酬
	40,000	30,000	印刷機リース代
(小計)	1,732,000	1,084,000	
予備費	54,000		
支出合計	4,640,000	2,308,000	

※ 会則：(会計)第32条2項

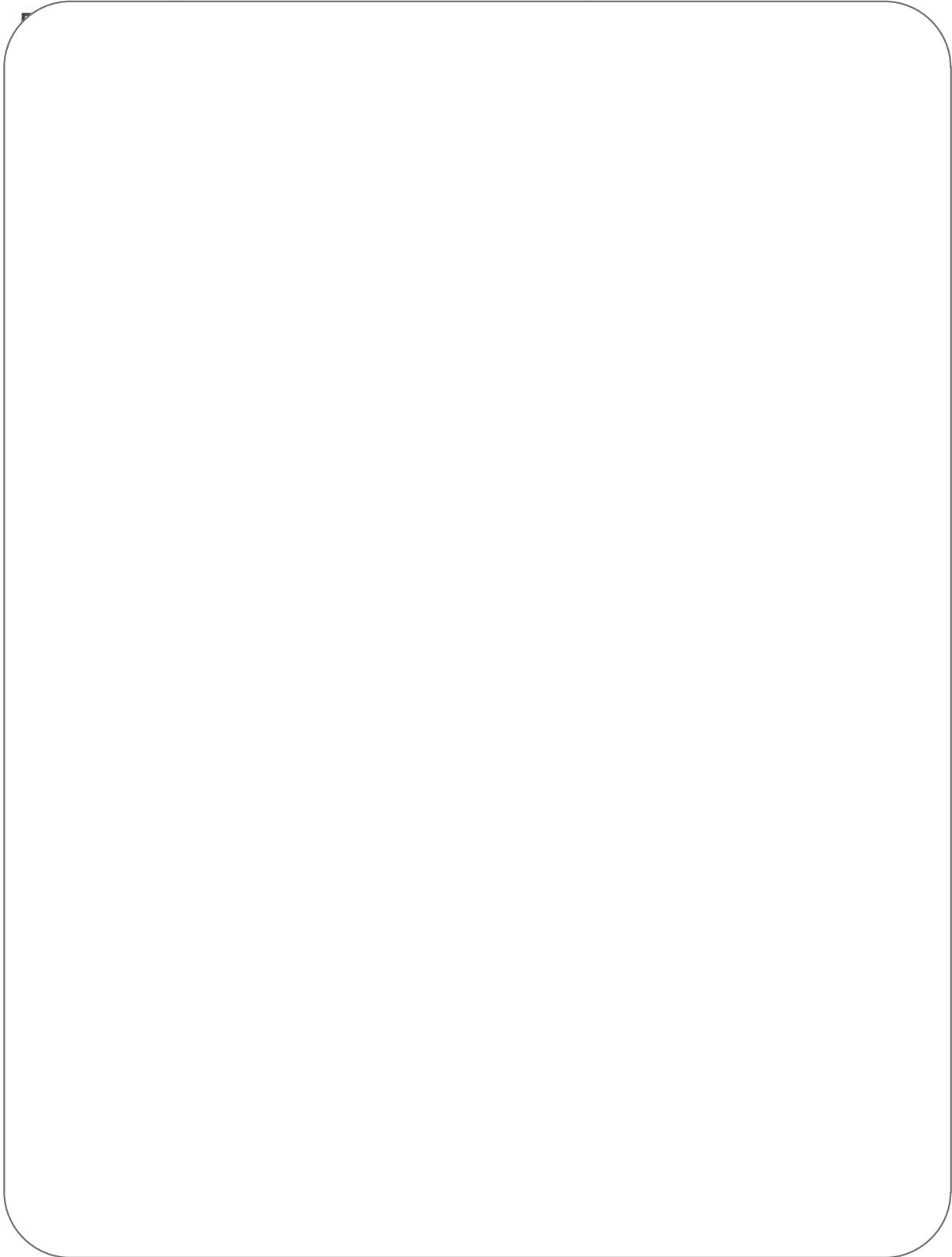
予算額に過不足が生じた場合は、役員会の承認を得て流用ができる。

※ 事業名の( )書きは、松阪市社会福祉協議会・嬉野地区福祉会活動助成金

## 令和3年度 豊地まちづくり協議会団体調整会名簿

	団 体 名	代 表 者	備 考
1	豊地鶴友会	原田 秀己	会 長
2	豊地地区健全育成会	矢野 由兼	会 長
3	豊地地区商工会	美川 光雄	理 事
4	豊地地区民生児童委員会	八手又 晋也	代 表
5	交通安全協会豊地支部	八手又 晋也	代 表
6	豊地地区宅老会	梅本 啓一	会 長
7	豊地地区遺族会	船木 雅文	会 長
8	松阪市消防団嬉野方面団豊地分団	朝日 昌一	分 団 長
9	豊地地区環境保全会	久保 勝	下之庄多面的機能保 全会代表
10	八田城山公園保全会	原田 秀己	会 長
11	豊地公民館	八手又 香苗	主 事
12	東畑精一を学ぶ会	境 克敏	代 表
13	松阪市スポーツ推進委員会	森 正樹	豊地地区委員代表
14	豊地地区健康づくり推進委員会	寺田 純子	代 表
15	豊地幼稚園	北浦 正也	園 長
16	豊地幼稚園 PTA	本多 一平	会 長
17	豊地小学校	斎藤 実	校 長
18	豊地小学校 PTA	黒川 厚子	会 長
19	嬉野中学校	山下 隆久	校 長
20	嬉野中学校 PTA 豊地地区代表	尾竹 有加里	会 長
21	嬉野保育園	米岡 育子	園 長

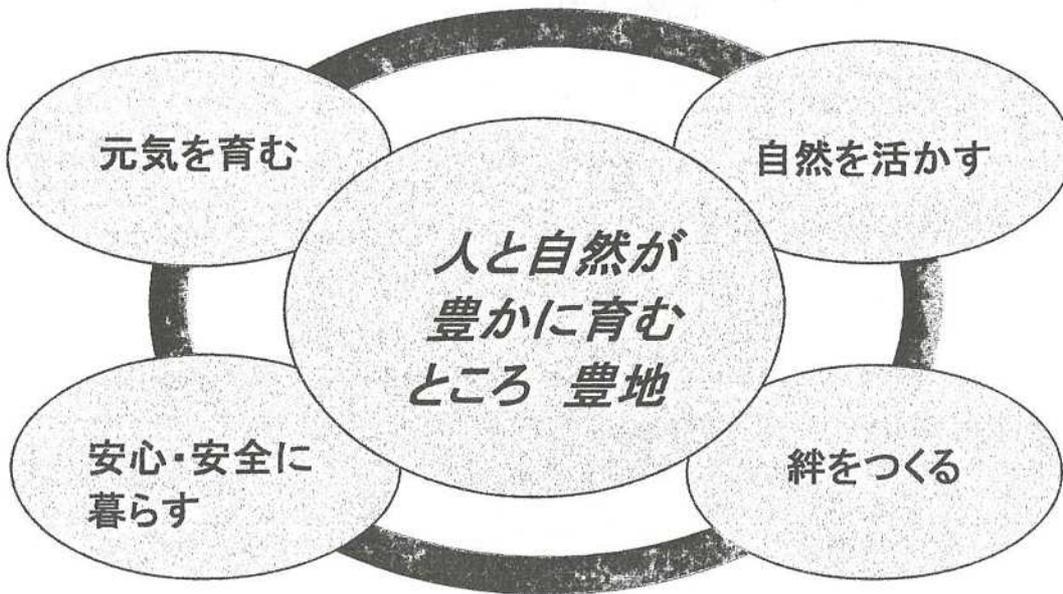
令和3年度豊地まちづくり協議会代議員名簿



部会の主な担当業務・事業

部会名	職務・所掌・主な担当事項
<b>自治会部会</b>	
1、行政等担当	◎行政等との連携に関すること ・嬉野管内自治会等の諸活動との協議・調整
2、団体等担当	◎団体等との連携に関すること ・嬉野管内各団体等の諸活動との協議・調整
3、地域振興等担当	◎基本協定・地域計画等に関すること ◎地域振興等に関すること
構成員	自治部会長(行政等担当:山下純一)(団体等担当:田中誠) (地域振興等担当:中村圭一) 管内自治会長
<b>公民館部会</b>	
	◎協議会活動等との協議に関すること ・生涯学習活動の運営、支援 ・コミュニティセンター化の検討
構成員	公民館部会長:船木弘之 副部会長:八手又香苗 各講座・各サークル活動講師
<b>安心安全部会</b>	
	◎生活の安全を脅かす各種危機の防止に関すること ・地震、津波等防災計画策定の協議、調整 ・防災、防犯、交通安全、特殊詐欺等対策の支援
構成員	安心安全部会長:木下明尚 副部会長:坂口高弘 八手又晋也 松阪市消防団嬉野方面団豊地分団 豊地地区民生児童委員会 交通安全協会豊地支部 松阪市交通安全指導員
<b>健康福祉部会</b>	
	◎健康維持、増進及び元気な高齢者育成等に関すること ・地域民体育祭及び各種健康づくりの対策の支援 ・敬老行事及び高齢者団体の育成と運営の支援
構成員	健康福祉部会長:宇田克巳 副部会長:森正樹 寺田純子 豊地小学校 同PTA 豊地幼稚園 同PTA 嬉野中学校 同PTA 豊地地区健全育成会 八田城山公園保全会 豊地地区商工会 東畑精一を学ぶ会 嬉野保育園
<b>教育文化部会</b>	
	◎文化・教育連携活動に関すること ・地区文化祭及び各種教育関連対策の支援 ・豊地の風土、歴史等を体感する活動の支援
構成員	教育文化部会長:田中良広 副部会長:矢野由兼 奥山武志 豊地地区商工会 豊地地区健全育成会 豊地小学校 八田城山公園保全会 豊地幼稚園 嬉野中学校 幼・小・中 PTA 東畑精一を学ぶ会
<b>生活環境部会</b>	
	◎生活環境改善、環境美化活動に関すること ・中村川・大谷川・駒返川等の環境改善活動の支援 ・うれしのを美しくする運動及び不法投棄撤去活動等の連携支援
構成員	生活環境部会長:藪北邦克 副部会長:久保勝 豊地地区環境保全会 ゆったり庵
地域応援隊	◎行政及び関係機関による地域サポートとの協働(事業支援)
地域サポート隊	◎地域住民による事業支援体制の育成(各種イベント対応等)

# 豊地まちづくり協議会の目指すすがた



## 中村川カルタ

 赤トンボ 田んぼの上を 舞っている	 生き生きと 燃えて嬉野 おどってる	 宇気郷の 山ユリ白くて いいにおい	 円光寺 花を供える おばあちゃん	 お正月 豊地神社に 初もうで	 カワニナの 住みやすい川 守りたい	 君塚に 一志の王が おむってる	 組体操 太鼓で演じる 中村川	 けんめいに 五穀豊穡 稲刈りだ	 米俵 白米城の 敵備る	 寒い新 送ってくれる 見守り隊	 島田ピワ おととい市で 大にざわい
 すてきな 秋を感じる ヒガンバナ	 せんだんに 向かって歩く 卒業生	 疎開して 親とはなれた 正木の子	 多気道は 昔の武将が 通ってた	 まいます 中村川を 大切に	 つゆにつけ 流しそうめん つるり食べ	 てんちゃん は天白道助で ダンシング	 戸井殿が 命で静めた 水争い	 夏の夜 大谷川で ホタル見る	 にこにこ 元気な挨拶 豊地の子	 めぐるんで 田植え体験 苗持って	 ネコギギは 天然記念で 夜行性
 展覧で 業績残した 精一さん	 八田城 いろんな色に 変わる山	 ひげ山で のろしを上げ た北島	 風船が 思いをのせて 大空へ	 平和願う 数百人もの 戦没者	 炎あげ キャンプファイ 燃えさかる	 松坂で たった一体 平和の目	 三津池で 島田守った 善九郎	 昔から野上が りまんじゅう 伝統食	 芽吹く春 生き物たちが 顔を出す	 盛り上げよう 地域のイベン ト 参加して	 山くずれ 10号台崖 土石流
 豊かな地 自然あふれる わが故郷	 用水路 命の水が 流れてる	 ランドセル 中には思い出 6年間	 毎の探 豊地守ると 言い伝え	 ルール守り 登校下校 安全に	 レッツゴー なめり湖版を 草すべり	 六合庵 はずかしがり 屋の 仏様	 忘れない 地域の方の やさしさを	 ん?あれは? 川の生き物か くれている			

2018. 3  
豊地小学校6年生27人製作